



表されない自由を有するものと解される。

(2) 番号利用法の定める目的の正当性及び同法に基づく個人番号の利用、提供等が上記正当な目的の範囲内にあるか否か

番号利用法は、行政運営の効率化、給付と負担の公正性の確保、国民の利便性向上を図ること等を目的とするものであり、正当な行政目的を有するものといえることができる。

番号利用法は、個人番号の利用範囲を限定し、制限列挙した例外事由を除き特定個人情報の目的外利用、提供、収集又は保管を原則として禁止するなどしており、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等は、正当な行政目的の範囲内で行われているといえることができる。

(3) 番号利用法19条15号及び17号が政令等に特定個人情報の利用を委任していることが憲法41条に反するか

番号利用法19条15号は、目的外提供の例外について、法令の規定に基づく審査や調査等が行われる場合に準ずる公益上の必要があるときに限定して政令に委任したものと解され、白紙委任を行うものとはいえないし、これを受けた番号利用法施行令25条及び別表各号の内容をみても、上記の委任の範囲を超えるものとは認められない。

同法19条17号も、目的外提供の例外について、具体的かつ詳細な規定である同条1号から16号までに準ずる相当限られた場合に限定して個人情報保護委員会規則に委任したものであり、白紙委任を行うものとはいえず、これを受けた同規則の内容をみても、上記の委任の範囲を超えるものとは認められない。

(4) データマッチングやプロファイリングによる控訴人らのプライバシー権等の侵害について

番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等に関して法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているといえることはできない。

これまで生じた過誤事件は、いずれも個人番号制度における法制度上の仕組み又はシステム技術上の措置に不備があったことにより生じたものであるとは認め難い。

(5) 当審における控訴人らの補充主張に対する補足的判断

ア 審査基準（目的・手段の必要性・合理性を厳格に審査する基準、構造審査基準）について

現時点において、令和5年最判が示した合憲性審査の判断枠組み自体を変更すべき理由は見出し難い。

イ 刑事事件の捜査における特定個人情報の利用について濫用を防止する制度的保障がないとの主張について

捜査の密行性等に照らせば、捜査機関による個人情報の取得に個人情報保護委員会の監督が及ばないことが、直ちに個人に関する情報がみだりに第三者に開示又は公表される具体的な危険性を生じさせるような法制度上の不備であるとまでは認められない。

ウ プライバシー保護原則がないまま、データ利活用優先で個人番号の利用事務が拡大されるとの主張について

個人番号カードに記録される電子証明書の発行番号やマイキーID等の各種IDは、申請者本人からの申請を受けて発行されるもので、通常他人の目に触れるものではなく、データマッチングやプロファイリングに用いられる具体的な危険性が高いとまでは認められない。番号利用法及び個人情報保護法上の各種法規制に照らせば、EUのEDPRのようにプロファイリング自体を定義して禁止する規定が明文化されていないとしても、直ちに番号利用法に基づく特定個人情報の

利用、提供等に関して法制度上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。

#### エ 個人番号制度の監視監督機関である個人情報保護委員会の不十分性の主張について

現在の個人情報保護委員会は、立入検査、指導・助言等を含む一定数の監視監督活動を行っていると思われる。特定個人情報の漏えい等の事故事例は、基本的には人為的ミス又は故意によるものであって、情報を記録した書面等について従前から存在した危険であるから、個人情報保護委員会の組織、権限、人員体制等自体の不備によって、控訴人らの特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。